

22み監査第 38号

平成22年 7月 7日

みよし市長

久野知英様

みよし市議会議長

久野泰弘様

みよし市監査委員

倉本繁八

同

山田隆司

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

I. 財政援助（補助金交付）団体監査

第1 監査の対象

1. みよし商工会
2. みよし市職員互助会

第2 監査の実施期間

平成22年5月31日から平成22年6月30日まで

第3 監査項目

補助金に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の方法

財政援助団体の事業が補助金交付目的に合致しているか、公益上の必要性は十分か、関係諸帳簿、証拠書類は整備されているか、さらに費用対効果などを主眼として、平成21年度及び平成22年度（平成22年5月1日現在）の事務事業について団体職員の説明を聴取するなど実地に調査し、監査を実施した。

第5 監査の結果

1. みよし商工会

みよし商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的に設立された。みよし商工会は、商工業者の経営、技術の改善等のための事業を充実させ、商工業の振興と安定を図るために実施する、経営技術等の講習会や研修会、経営相談、巡回指導等の事業の実施に要する経費について、みよし市商工業振興補助金交付要綱に基づき「みよし商工会補助金」の交付を受けて各事業を執行している。

みよし商工会の事業計画書、予算書及び決算諸表等と補助金交付申請書、実績報告書等は符合するかどうか、会計処理規則、内部規程等に照らして事業、経理は適切に実施されているかなどについて監査した結果、補助対象事業は、補助金の交付目的に沿い、交付条件に従って、適切に実施され、十分に効果が上げられており、補助金に係る収支の会計経理も適正に行なわれていると認められた。

(単位:円)

補助金名	平成21年度 補助金交付額	平成22年度 補助金交付決定額
みよし商工会補助金	24,444,500	22,160,000

市担当は、経済建設部農政商工課が所管。

2. みよし市職員互助会

みよし市職員互助会は、職員の相互共済及び福利増進を図るため、互助会を組織し、各種主催事業及び給付事業等を実施し、会員とその家族の相互の親睦と福利厚生を推進することを目的に設立された。

みよし市職員互助会は、会員、家族の福利厚生事業の実施に要する経費について、みよし市職員互助会補助金等交付要綱に基づく「みよし市職員互助会補助金」の交付を受けて互助会事業を運営、執行している。

みよし市職員互助会の事業計画書、予算書、決算書等と補助金交付申請書、実績報告書等は符合するかどうか、市職員互助会条例、同施行規則、同補助金等交付要綱等に照らして事業、経理は適切に実施されているかなどについて監査した結果、補助対象事業は、補助金の交付目的に沿い、交付条件に従って、適切に実施されており、補助金に係る収支の会計経理も適正に行なわれていると認められた。

(単位:円)

補 助 金 名	平成 21 年度 補助金交付額	平成 22 年度 補助金交付決定額
みよし市職員互助会補助金	8,995,945	9,183,000

市担当は、総務部職員課が所管。

II. 公の施設の指定管理者監査

第 1 監査の対象

みよし市立黒笹保育園指定管理者 学校法人名古屋文化学園

第 2 監査の実施期間

平成 22 年 5 月 31 日から平成 22 年 6 月 30 日まで

第 3 監査項目

三好町立黒笹保育園の管理運営に関する基本協定書（平成 21 年 3 月 1 日締結）及び年度別協定書（平成 21 年 4 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日締結）に基づく黒笹保育園の管理運営に係る業務（保育の実施、施設の維持・管理、保育園の運営方針、収支会計経理）

第 4 監査の方法

黒笹保育園が基本協定書（三好町立黒笹保育園の管理運営に関する協定仕様書、三好町地域子育て支援センター事業仕様書）及び年度別協定書（平成 21 年度、平成 22 年度）に従って指定管理者により適切に管理運営されているかを主眼として、理事長、園長等の説明を聴取するなど実地に調査して監査を実施した。

第 5 監査の結果

学校法人名古屋文化学園は、地方自治法第 244 条の 2 及びみよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づく手続等を経て、平成 20 年 3 月議会において議決を得て、みよし市立黒笹保育園の指定管理者に指定された。市立保育園の管理運営を安定して行なうのに必要な経営基盤や人員、能力等を有する民間法人の持

つ保育や経営のノウハウを生かし、かつ経費の削減等を図るため、保育園の運営管理に初めて指定管理者制度が導入されたものである。指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとなっている。

監査にあたっては、基本協定書、仕様書、年度別協定書等に基づく義務の履行について、定められた開園日、時間、管理運営業務、給食の実施、職員の配置数、施設長及び保育士等の資格要件、物品の管理保全、事故等の報告などが適切に実施されているか、市との協議、通知、各種報告等を行なわれているか、所定の帳簿等は整備されているか、また、協定等の内容に反する第三者への委託はされていないか、施設は法令等の定めるところにより適切に管理されているか、園の収支会計経理は他の事業との会計区分が明確になっているか、などを提示のあった実績報告書、証明書、諸帳簿、その他関係書類等と照合するとともに、園長等の説明を聴取、質問して確認を行なった。

指定管理者、学校法人名古屋文化学園による黒笹保育園の管理運営については、運営方針及び保育目標が明確にされ、関係法令、協定書等に基づいて、適切に保育の実施及び施設の維持・管理が行なわれており、管理運営費用の収支会計経理も適正に行なわれていると認められた。

(単位:円)

管 理 施 設 名	指 定 管 理 者	平成 21 年度	平成 22 年度
みよし市立黒笹保育園	学校法人名古屋文化学園	101,335,391	120,093,038

※平成21年度欄は変更年度別協定額、平成22年度欄は年度別協定額。

市担当は、健康福祉部子育て支援課が所管。